

『計画通知』 案件に関する 事前相談の開始について

令和6年6月19日改正建築基準法が交付（施行は公布後、6ヶ月を超えない日）され、同法第18条で定める国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物、（『計画通知』）に対する審査・検査等は指定確認検査機関でも実施する事が可能となりました。改定を受け、J C I Aでは『計画通知』案件に関する業務を実施予定です。

◆ 現行

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。



◆ 改正建築基準法施行後

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○



※業務開始時期：改正建築基準法施行後、業務規程変更の認可を受けた後に業務開始予定となります。決定次第、ホームページへ掲載いたします。

問い合わせ：本社確認検査部 03-6202-3277